

品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱

制定 令和6年7月12日 区長決定
要綱第277号

改正 令和8年3月6日 区長決定
要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の分譲マンションおよび賃貸住宅等（以下「共同住宅」という。）の所有者等に対し、エレベーターのかご内に設置するエレベーター用防災チェアを無償で配布することにより、エレベーターへの閉じ込め対策を支援し、共同住宅における防災対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エレベーター用防災チェア 地震等でエレベーターが停止し、閉じ込めが発生した際に、エレベーターのかご内で復旧を待つ間に活用するための保存水および簡易トイレ等の非常用品を収納した椅子型ボックスをいう。
- (2) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条もしくは第65条に規定する団体または第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 所有者等 賃貸住宅の所有者もしくは当該賃貸住宅を管理運営する事業者、マンションの管理組合等または共同住宅に居住している住民で構成されている団体をいう。
- (4) 配布 対象となる共同住宅にエレベーター用防災チェアを無償で譲渡することをいう。

(配布対象となる共同住宅)

第3条 配布の対象となる共同住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件に適合する共同住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- (2) 現に住宅として使用されていること。
- (3) 住宅に係る部分の床面積の割合が、当該住宅の床面積（共有部分を除く。）の5割を超えていること。
- (4) エレベーターが設置されており、かつ、エレベーター用防災チェア等、エレベーターのかご内に災害発生時の非常用品を備えた容器等を設置していないこと。
- (5) 3階建て以上であること。

(配布対象者)

第4条 配布対象者は、対象住宅の所有者等とする。

(配布の申請)

第5条 配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区エレベーター用防災チェア配布申請書（第1号様式）に、次に掲げる必要書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 対象住宅の平面図
- (2) 対象住宅の管理規約の写し（申請者が管理組合等の場合に限る。）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は1棟につき1台を上限とする。

（配布決定および通知）

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、申請内容の適否を確認し、適当と認める場合は品川区エレベーター用防災チェア配布決定通知書（第2号様式）により、適当と認めない場合は品川区エレベーター用防災チェア配布不決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（配布決定の取消し）

第7条 区長は、エレベーター用防災チェアの配布を受けた者（以下「配布決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、配布決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により配布を受けたとき。
- (2) 配布されたエレベーター用防災チェアを転売する等、他の用途に使用したとき。
- (3) 配布決定の内容またはこれに付した条件と異なるとき。
- (4) この要綱またはその他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第7条の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (6) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定によりエレベーター用防災チェアの配布決定の全部または一部を取り消したときは、品川区エレベーター用防災チェア配布取消通知書（第4号様式）により、配布決定者に通知するものとする。

（返還）

第8条 配布決定者であって、前条第1項の規定により配布決定の取消しを受けたものは、区長が定める期限までにエレベーター用防災チェアを返還しなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定により配布決定を取り消した場合において、既にエレベーター用防災チェアが配布されているときは、品川区エレベーター用防災チェア返還通知書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第9条 配布決定者は、エレベーター用防災チェアに収納されている非常用品の定期的な交換等、災害発生時に有効に活用できる状態を保持するため、適切な維持管理をするものとする。

2 エレベーター用防災チェアが、破損等で使用ができなくなった場合は、配布決定者が修繕、廃棄等を行うとともに、費用を負担するものとする。

（調査）

第10条 区長は、この要綱による配布決定者に対し、必要な調査を行い、資料の提出を求めることができる。

（管理台帳）

第11条 区長は、エレベーター用防災チェアの配布に関し必要な台帳等を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。